

高山陣屋

<http://digitalarchiveproject.jp/information/高山陣屋/>



昭和 4 年に国の史跡に指定された。建物周辺の所有者は岐阜県、陣屋前広場は高山市。史跡範囲は 11,219.05 m²。現在遺構は「御門」天保 3 年(1832)、「門番所」天保 3 年(1832)、「御役所」文化 13 年(1816)、「御蔵」慶長年間(1596 ~1615)、「御勝手土蔵」天保 11 年(1840)、「書物蔵」天保 12 年(1841)、「その他・供待所、腰掛、中門」

元禄 5 年(1692)徳川幕府は金森頼旨を出羽国上ノ山に転封し、飛騨一円を幕府直轄領とした。それ以来、明治維新に至るまでの 177 年に、25 代の代官・郡代が江戸から派遣され、領地の行政・財政・警察などの政務を行なった。この「御役所」を「高山陣屋」と称している。陣屋設置以来、享保 10 年(1725)、文化 13 年(1816)と数度にわたって改築がなされ、幸いにも火災を受けなかった。明治になると、主要建物はそのまま地方官庁として使用され、昭和 4 年には国の史跡に指定された。昭和 44 年 12 月、ここにあった飛騨県事務所が移転し、復元修理と復旧事業が行なわれ、江戸時代の高山陣屋の姿がほぼ甦っている。

内部は、玄関の間が文化 13 年改築のままで残り、10 万石格を示す 2 間半の大床や、大名も使用をはばかった青海波模様が目を引く。御蔵は高山城三ノ丸に米蔵として建てられていたが、元禄 8 年現在地に移築された。軸部は慶長年間(1596 ~1615)のもので、良質のヒノキが使われ、仕上げも蛤刃手斧であり、年代、規模共に全国有数の穀物土蔵である。壁面の傾斜(四方転び)や通風の隙間など、飛騨匠の手法が見られる。

参考文献 『高山市の文化財』



